

役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人安田学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤の理事とは、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をいい、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事をいう。
- 4 職員理事とは、職員としての給与を支給している理事をいう。職員が理事になったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- 5 非常勤の理事とは、常勤の理事及び職員理事以外の理事をいう。
- 6 常勤の監事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
- 7 非常勤の監事とは、前項以外の監事をいう。
- 8 職員評議員とは、職員としての給与を支給している評議員をいう。
- 9 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員の給与に関する規則又は職員の退職金に関する規則に基づくものを含まない。
- 10 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

第2章 報酬、賞与及び手当等

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対して、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事及び常勤の監事に対しては、月額報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、月額報酬を支給する。
- (3) 非常勤の理事及び非常勤の監事に対しては、月額報酬及び退任慰労金を支給する。
- (4) 評議員（職員評議員を除く）に対しては、会議出席日（書面出席を除く。）毎に、日額報酬を支給する。
- 2 前項にかかわらず、職員理事が学長及び副学長（以下、「指定職」という。）である場合には、報酬等は支給しない。
- 3 第1項第3号及び第4号の報酬には、交通費を含むものとする。ただし、交通費の実費が3,000円を超えた場合は、その超えた金額を別途支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事及び常勤の監事に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、別表（1）に定める報酬月額に、調整手当及び通勤手当を加えた合計とする。
- (2) 前号の報酬月額とは、別表（1）に掲げる号数内において、理事会で決定した額とする。
- (3) 第1号の調整手当とは月額とし、別表（1）に定める額に100分の10を乗じて得た額とする。
- (4) 第1号の通勤手当は、別に定める「職員の通勤手当支給要領」を準用する。
- (5) 賞与は、別表（2）に定める算式により算出される額とする。
- 2 職員理事（指定職に従事する者を除く。）及び非常勤の理事及び非常勤の監事に対する報酬の額は、別表（3）に定める額とする。
- 3 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬の額は、別表（5）に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給時期は、毎月25日にする。ただし、25日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 常勤の理事及び常勤の監事に対する賞与は、6月30日及び12月31日（以下「基準日」という。）に在任する者に対して、それぞれ6月末及び12月末までに支給する。ただし、基準日において前回の基準日以後の在任期間が6ヵ月に満たない役員の賞与については、適宜減額する。

3 報酬及び賞与は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬及び賞与は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

5 評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（日割計算）

第6条 新たに常勤の理事及び常勤の監事に就任した者は、就任日から日割計算にて報酬を支給する。常勤の理事及び常勤の監事が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を日割計算にて支給する。

2 新たに職員理事（指定職に従事する者を除く。）及び非常勤の理事及び非常勤の監事に就任した者の報酬は日割計算によらず、就任日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、退任又は解任された場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

3 役員が死亡した場合にあっては、日割計算によらず、その月分の報酬の全額を支給する。

（費用）

第6条の2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の支給にあたっては、本学園旅費規程を準用する。

2 役員及び評議員が職務執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第3章 退任慰労金

（基準額）

第7条 常勤の理事及び常勤の監事に対する退任慰労金は、退任時最終報酬月額に常勤の理事及び常勤の監事の在位年数ごとに区分して、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 2年未満の期間については、1年につき $125/100$

(2) 2年以上24年以下の期間については、1年につき $250/100$

(3) 25年以上30年以下の期間については、1年につき $200/100$

(4) 31年以上の期間については、1年につき $185/100$

2 前項により計算した退任慰労金が退任時最終報酬月額に 81.25 を乗じた額を超えるときは、前項にかかわらず 81.25 を乗じて得た額とする。

3 非常勤の理事及び非常勤の監事が退任（引き続き同一の役職に就任した場合を除く。）したときは、別表（4）に定める退任慰労金を支給する。

（在位年数）

第8条 在位年数は、常勤の理事及び常勤の監事の就任の月から起算し、退任の月までとする。ただし、引き続き同一の役職に就任した場合は、在位年数を通算して計算するものとする。

2 前項にかかわらず常勤の理事及び常勤の監事が任期の途中で退任する場合はその在位年数を任期が満了したものとして計算する。ただし、本学園の寄附行為第10条第1項又は第25条第1項に該当して解任される場合はこの限りではない。

3 在位年数の計算において、1年未満は切り上げる。ただし、その在位期間が6ヵ月未満であるときはその月数とする。

（特別功労加算）

第9条 在位中特に功労のあった役員（職員理事を除く。）に対しては、退任慰労金の30%の範囲において、退任慰労金に特別功労加算することができる。

(退任慰労金の支給)

第10条 退任慰労金は、本人に支給する。ただし、本人死亡の場合は、その遺族に支給するものとする。

(支給時期)

第11条 退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3ヵ月以内に支給する。

第4章 雑則

(作成、備置き及び閲覧)

第12条 本学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、各事業所に5年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事業所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 本学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第13条 本学園は、この規程を本学園ホームページに公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和62年6月1日より施行する。

附 則

この改正は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

1 規程名「安田学園役員報酬規程」を「役員報酬規程」に改める。

2 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

(非常勤役員退任慰労金規程は廃止し、この規程に統合する。)

附 則

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

1 規程名「役員報酬規程」を「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に改める。

2 この規程は、2025年4月1日から施行する。

(2025年6月10日 理事会確認)

(2026年6月17日 理事会確認)

別表（1）

常勤の理事及び常勤の監事に対する報酬額

2025年4月1日から適用する。

号	月額
1	200,000
2	250,000
3	300,000
4	350,000
5	400,000
6	450,000
7	500,000
8	550,000
9	600,000
10	650,000
11	700,000
12	750,000
13	800,000
14	850,000
15	900,000
16	950,000
17	1,000,000
18	1,050,000
19	1,100,000
20	1,150,000
21	1,200,000
22	1,250,000
23	1,300,000
24	1,350,000
25	1,400,000
26	1,450,000
27	1,500,000
28	1,550,000
29	1,600,000
30	1,650,000
31	1,700,000
32	1,750,000

別表（2）

常勤の理事及び常勤の監事に対する賞与額の算式

2025年4月1日から適用する。

賞与額＝ 以下の計算式①＋②＋③

- ① 基準額（報酬月額＋調整手当）× 期別支給割合1
- ② （報酬月額×1.25＋調整手当）× 期別支給割合2
- ③ （報酬月額＋調整手当）× 加算率（100分の20）×（期別支給割合1＋2）

期別支給割合1は人事院勧告の勤勉手当の支給月数とする

期別支給割合2は人事院勧告の期末手当の支給月数に財務状況に応じて1.0月を上限として理事長が定める月数を加えた月数とする

ただし、年度の途中で上記の支給月数に係る改正が人事院により遡及して行われた場合は、改正直後に支給する賞与において、改正前の支給月数と改正後の支給月数との差分を改正後の支給月数に上乘せ又は減じることによる調整を行う。

別表（3）

職員理事（指定職に従事する者を除く）及び非常勤の理事及び非常勤の監事に対する報酬額

2025年4月1日から適用する。

月 額	一律 50,000円
-----	------------

別表（4）

非常勤の理事及び非常勤の監事の退任慰労金

2025年4月1日から適用する。

役 名 在任期間	理 事	監 事
4年まで	80,000円	60,000円
8年まで	160,000円	120,000円
12年まで	240,000円	180,000円
16年まで	320,000円	240,000円
20年まで	400,000円	300,000円
20年超	600,000円	450,000円

別表（5）

評議員（職員評議員を除く）に対する報酬額

2025年4月1日から適用する。

評議員会等に出席その他法人の業務	日額10,000円 (所得税控除後の支給額)
------------------	---------------------------